

指導監査改善報告書

法人名：(福)豊中きらら福祉会

項目	指摘内容	改善状況	
		改善時期又は改善予定時期	改善報告
本部運営	<p>(監事選任について)</p> <p>監事選任について、議案を評議員会へ提出する際に、監事の過半数の同意を得ていないので、同意を得て提出すること。 【根拠法令等：社会福祉法第 43 第 3 項において準用する一般社団法人法及び一般財団法人に関する法律第 72 条第 1 項】</p>	令和元 (2019)年 8月30日	<p>監事選任について、口頭と承諾書があれば同意を得たと認識していました。 改めて、監事の同意書を取りました。 (別紙のとおり)</p> <p>次回の評議員会で報告する予定です。</p>
	<p>(業務執行理事の選定について)</p> <p>業務執行理事の選定について、理事会の決議によって理事の中から選定しなければならないが、理事会の決議が行われていないので、是正すること。 【根拠法令等：社会福祉法第 45 条の 16 第 2 項第 2 号及び定款第 17 条第 2 項】</p>	令和元 (2019)年 8月30日	<p>5月31日の理事会において、理事長の互選は行いましたが、業務執行理事の選定は行っていませんでした。 8月30日の理事会において、改めて推薦をし、承認を得ようとしたのですが、今の現状では必要ではないとの意見が多く、選定に至りませんでした。 別紙 議事録を添付します。</p>
	<p>(評議員の選任関係書類について)</p> <p>評議員の選任手続において、評議員候補者が暴力団等の反社会的勢力に属する者でないことについて、宣誓書等により確認がされていないので、確認を行うこと。 【根拠法令等：社会福祉法第 39 条、第 40 条及び社会福祉法人審査基準第 3-1- (6)】</p>	令和元 (2019)年 9月	<p>評議員の就任承諾書兼誓約書について旧式の様式だったので、改めて暴力団等の反社会的勢力に属さない旨と就任期間が入っている誓約書を評議員全員に提出してもらいました。 (別紙のとおり)</p>

\*上記改善状況に記載しきれない場合は、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。

指導監査改善報告書

法人名：(福)豊中きらら福祉会

項目	指摘内容	改善状況	
		改善時期又は改善予定時期	改善報告
本部運営	<p>(評議員会の招集について)</p> <p>評議員会の招集について、理事会の決議により評議員会の日時及び場所等を定め、理事が評議員会の1週間前までに評議員に書面又は電子メール等により通知しなければならないが、なされていないので是正すること。</p> <p>【根拠法令等：社会福祉法第45条の9第10項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第181条第1項及び第182条第1項】</p>	令和元(2019)年12月予定	次回からの評議委員会招集については、理事会にて評議員会開催の日程を早い目に決めて、1週間前までには各評議員あてに書面にて通知します。
	<p>(評議員会、理事会の決議について)</p> <p>評議員会、理事会の決議について、特別の利害関係を有する評議員、理事の有無の確認がなされていないので、確認を行い、その旨、議事録等に記載すること。</p> <p>【根拠法令等：社会福祉法第45条の9第8項及び同法第45条の14第5項】</p>	令和元(2019)年12月予定	次回の評議員会・理事会において、議決の内容で特別の利害関係を有する評議員・理事の有無の確認を行い、あるなしに関わらず、必ず議事録に記載します。
	<p>(役員等報酬等基準の承認について)</p> <p>「役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程」について、評議員会での決議が確認できなかったため、是正すること。</p> <p>【根拠法令等：社会福祉法第45条の9第6項及び定款第11条】</p>	令和元(2019)年12月予定	定款細則の第4項「役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程」について、2017年3月1日に行った理事会議案第4号で、論議し決議しました。しかし、3月25日に行った評議員会では細則を配布しましたが、議事録に残すまでには至っていませんでした。 次回12月に開催予定の評議員会で必ず議案にあげて、議事録に残します。

\*上記改善状況に記載しきれない場合は、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。

指 導 監 査 改 善 報 告 書

法 人 名 : ( 福 ) 豊 中 き ら ら 福 祉 会

項 目	指 摘 内 容	改 善 状 況	
		改 善 時 期 又 は 改 善 予 定 時 期	改 善 報 告
本部運営	<p>(理事会の招集について)</p> <p>理事会の招集について、理事会の日の1週間前までに通知を发出しなければならないが、期限までに通知されていないものがあったので、是正すること。</p> <p>【根拠法令等：社会福祉法第45条第14第9項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第94条第1項】</p>	令和元 (2019)年 8月20日	<p>令和元年8月30日開催の理事会の招集については、8月20日には案内を出しました。</p> <p>今後の理事会の招集についても、緊急特別な場合を除いて、必ず1週間前までには通知を发出します。</p>
本部会計	<p>(経理規程について)</p> <p>経理規程について、次のとおり社会福祉法人会計基準等に基づくものになっていないので、同基準等に準拠したものに、是正すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉充実計画に関する事項が未規定</li> <li>・「財務諸表」→「計算書類」に未改正(第4条)</li> <li>・「2ヶ月以内」→「3ヶ月以内」に未改正(第4条)</li> <li>・「遅滞なく金融機関」→「客観的な期日」に改正(第23条)</li> </ul> <p>【根拠法令等：平成28年3月31日付「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」別紙「社会福祉法人会計基準の運用上の留意事項」1(4)</p>	令和元 (2019)年 12月	<p>左記のとおり訂正しました。</p> <p>12月に行う理事会、評議員会にて承認してもらいます。</p> <p>(別紙のとおり)</p>

\*上記改善状況に記載しきれない場合は、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。

指導監査改善報告書

法人名：(福)豊中きらら福祉会

項目	指摘内容	改善状況	
		改善時期又は改善予定時期	改善報告
本部会計	<p>(内部取引消去について)</p> <p>資金収支内訳表(第1号第3様式)における拠点区分間繰入金収入(支出)及び事業活動内訳表(第2号第3様式)における拠点区分間繰入金収益(費用)において、内部取引消去がなされていないので、是正すること。</p> <p>【根拠法令等：平成28年3月31日付「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」別紙「社会福祉法人会計基準の運用上の取り扱い」4及び経理規程第59条】</p>	令和元年度の決算処理より	理事会等で諮った「決算書等」では、内部取引消去を計上していましたが、WAMネット入力の際に、内部取引消去の入力をしなかった為、今回の指導となりました。今後は、適正に入力します。
	<p>(積立金について)</p> <p>貸借対照表(純資産)において、「その他の積立金」の名称で計上しているが、積立金を計上する際は、積立の目的を示す名称を付した勘定科目で計上すること。</p> <p>【根拠法令等：平成28年3月31日付「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」別紙「社会福祉法人会計基準の運用上の取り扱い」19】</p>	令和元年度の決算処理より	WAMネットへのデータ移行時に中区分の人件費積立金及び工賃平均積立金と出力表示すべきところ勘定科目入力不足のため、大区分-その他積立金で出力表示してしまいました。中区分表示し、改めます。

\*上記改善状況に記載しきれない場合は、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。

指 導 監 査 改 善 報 告 書

法 人 名 : (福) 豊中きらら福祉会

項 目	指 摘 内 容	改 善 状 況	
		改 善 時 期 又 は 改 善 予 定 時 期	改 善 報 告
本部会計	<p>(注記について)</p> <p>注記について、次のとおり不備が認められたので、是正すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「法人が作成する計算書類等と拠点区分、サービス区分」の項目について、経理規程（第 5 条）の規定及び計算書類の名称と相違するので、整合性を図ること。</li> <li>・法人全体及び法人本部拠点区分の注記における「担保に供している資産」の項目について、該当不動産を有するので、記載すること。</li> <li>・法人全体の注記における「基本財産の増減の内容及び金額」の項目について、土地の記載金額に不備があるので、是正すること。</li> <li>・法人本部拠点区分の注記における「固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高」の項目について、土地の記載金額に不備があるので、是正すること。</li> </ul> <p>【根拠法令等：平成 28 年 3 月 31 日付「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」別紙「社会福祉法人会計基準の運用上の取扱い」24】</p>	令和元年 9月20日 訂正	<p>新経理規程及び計算書類にしたがって、訂正しました。</p> <p>該当不動産を記載しました。</p> <p>土地の記載について、計算書類と一致するように是正しました。</p> <p>土地の記載の不備については、削除しました。</p> <p>(別紙のとおり)</p>

\* 上記改善状況に記載しきれない場合は、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。

指 導 監 査 改 善 報 告 書

法 人 名 : (福) 豊中きらら福祉会

項 目	指 摘 内 容	改 善 状 況	
		改 善 時 期 又 は 改 善 予 定 時 期	改 善 報 告
本部会計	<p>(貸借対照表について)</p> <p>貸借対照表の借入金について、貸借対照表日の翌日から起算して、支払の期限が1年以内に到来するものは、流動負債として計上すること。</p> <p>【根拠法令等：平成28年3月31日付「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」別紙「社会福祉法人会計基準の運用上の取り扱い」6】</p>	令和元年 決算時に 計上しま す。	1年以内に到来するものは、流動負債に計上します。
	<p>(附属明細書について)</p> <p>附属明細書について、次のとおり不備が認められたので、是正すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・借入金明細書について、「借入先」及び「1年以内償還予定金額」が記載されていないので、適正に記載すること。</li> <li>・基本金明細書について、作成されていないので、整備すること。</li> <li>・事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書について、「繰入金の財源」及び「使用目的等」が記載漏れ若しくは具体性が欠ける記載となっているので、適正に記載すること。</li> </ul>	令和元年 9月20日 訂正	<p>借入金明細書について</p> <p>借入金及び1年以内償還予定金額を記載しました。(別紙)</p> <p>基本金明細書を作成しました。(別紙)</p> <p>事業区分間及び拠点区分間繰入金の財源及び使用目的等について、適正に記載しました。(別紙)</p>

\* 上記改善状況に記載しきれない場合は、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。

指 導 監 査 改 善 報 告 書

法 人 名 : ( 福 ) 豊 中 き ら ら 福 祉 会

項 目	指 摘 内 容	改 善 状 況	
		改 善 時 期 又 は 改 善 予 定 時 期	改 善 報 告
本部会計	<p>・積立金、積立資産明細書について、「その他の積立金」及び「その他積立資産」の記載が、積立の目的を示す名称になっていないので、名称を付した勘定科目で記載すること。</p> <p>また、積立資産の期末残高が貸借対照表の積立資産の額と相違するので、整合性を図ること。</p> <p>【根拠法令等：平成 28 年 3 月 31 日付「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」別紙「社会福祉法人会計基準の運用上の取り扱い」25】</p>	令和元年 9月20日 訂正	<p>明細書において</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>*人件費積立資産</li> <li>*工賃平均積立資産</li> <li>*人件費積立金</li> <li>*工賃平均積立金</li> <li>*退職共済引当資産</li> </ul> <p>等適正な勘定科目及び金額に訂正しました。</p>
	<p>(財産目録と残高証明書について)</p> <p>財産目録と残高証明書の金額(±7,585円)が相違するので、原因を究明するとともに、是正すること。</p> <p>【根拠法令等：社会福祉法人会計基準(厚生労働省令第79号：平成28年3月31日付)第2条】</p>	令和元年度 の決算処理 より	<p>残高証明書の備考欄の7,585円は、将来解約すれば生じる利息の見込み金額にもかかわらず、平成26年度決算上で、利息計上を行ってしまいました。未実現であり、今年度において雑損失7,585円の訂正処理を行います。</p>

\*上記改善状況に記載しきれない場合は、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。